

議案第 6 3 号

大口町私法上の債権の放棄に関する条例の制定について

大口町私法上の債権の放棄に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、本町が有する私法上の債権の整理のため、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町私法上の債権の放棄に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、金銭の給付を目的とする町の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する歳入に係る町の債権を除く。）のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「町の私債権」という。）の放棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権の放棄)

第2条 町長は、町の私債権について、必要な措置を講じたにもかかわらず徴収することができない場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該町の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。ただし、1件当たりの価額が20万円以下のものに限る。

- (1) 当該町の私債権について消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該町の私債権について一部を履行したとき、又は債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が死亡、行方不明その他これに準ずる事情にあり、弁済の見込みがないとき。

2 町長は、前項の規定により町の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 要 旨

1 制定の趣旨

町の私債権については、消滅時効期間が満了しても、当該債務者が所在不明等により時効の援用がされなければ、町がその私債権について権利放棄しない限りいつまでも残り続け、永続的に管理しなければなりません。権利の放棄については議決事件であり、たとえ少額であっても、個別の案件ごとに議会の議決を得ることが必要であります。

本町において、このような消滅時効期間の満了を迎える私債権について調査した結果、少なくとも、過年度の学校給食費に未収金があり、担当課で管理を続けていることが判明しました。

このような状況から、権利の放棄は重大な事柄で議決事件でありますので、町の私債権の放棄について条例として必要な事項を定めるものです。一定の頻度で生じる少額の未収金が対象になると想定し、放棄することができる価額の上限を20万円とします。

2 施行期日

公布の日から施行します。